

富士見市国民健康保険条例及び富士見市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の要旨

1 改正内容

給与等の支払を受けている被保険者が、新型コロナウイルス感染症に罹患又はその疑いにより就労できなかった場合に傷病手当金を支給するため、富士見市国民健康保険条例及び富士見市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正するもの。

(富士見市国民健康保険条例)

附則に第2条から第4条の3つの条文を加え新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金について規定する。

附則第2条

傷病手当金の起算日、算出額、支払期間を規定

附則第3条

傷病手当金の差額支給について規定

附則第4条

新型コロナウイルス感染症に感染した場合の傷病手当金の額及び事業主の負担について規定

(富士見市後期高齢者医療に関する条例)

第2条の「市において行う事務」に傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付事務を追加し規定

2 施行期日

公布の日から

富士見市国民健康保険条例（昭和34年条例第1号）新旧対照表

新	旧
<p>附 則 <u>(施行期日等)</u></p> <p>第1条 この条例は、昭和34年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定については1月1日から適用する。 <u>(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)</u></p> <p>第2条 給与等 <u>(所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症（以下単に「新型コロナウイルス感染症」という。）に感染したとき、又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。</u></p> <p><u>2 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入額の合計額を就労日数で除して得た額（その額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。）の3分の2に相当する額（その額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。）とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する</u></p>	<p>附 則</p> <p>この条例は、昭和34年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定については1月1日から適用する。</p>

額（その額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。）の3分の2に相当する額（その額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。）を超えるときは、その金額とする。

3 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。

(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整)

第3条 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者については、これを受けができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けができる給与等の額が、前条第2項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

第4条 前条に規定する者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合において、その受けができるはずであった給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかつたときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかつた場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金の額との差額を支給する。ただし、同条ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。

2 前項の規定により市が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。

富士見市後期高齢者医療に関する条例（平成20年条例第5号）新旧対照表

新	旧
<p>(市において行う事務)</p> <p>第2条 市は、保険料の徴収並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第2条並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号）第6条及び第7条に規定する事務のほか、次に掲げる事務を行うものとする。</p> <p>(1)～(7) 省略</p> <p>(8) <u>広域連合条例附則第5条の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付</u></p> <p><u>(9) 前各号に掲げる事務に付随する事務</u></p>	<p>(市において行う事務)</p> <p>第2条 市は、保険料の徴収並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第2条並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号）第6条及び第7条に規定する事務のほか、次に掲げる事務を行うものとする。</p> <p>(1)～(7) 省略</p> <p>(8) 前各号に掲げる事務に付隨する事務</p>